平成２９年（フ）第１０６１号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目12番22―322号
破産者　齋藤　大亮
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５７０号
大阪市東淀川区相川２丁目16番３―201号、住民票上の住所大阪府高槻市芝生町２丁目45番25―501号
破産者　神戸南京町朋栄こと　稲尾　健一
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５１７号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目８番17―405号
破産者　林　　征男
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１６号
大阪府枚方市山之上１丁目６番９号、前住所大阪府枚方市山之上１丁目23番21号
破産者　金井田一幸
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３３１号
大阪市都島区大東町１丁目９番27号
破産者　伊藤孝敏こと　尹　　孝敏
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１６３号
大阪市大正区泉尾７丁目16番３号
破産者　アルファ総合探偵社こと　屋嘉部隆太
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７０５号
大阪府門真市三ツ島６丁目11番22号
破産者　伊計　　俊
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３６０号
大阪市淀川区塚本４丁目11番６号　塚本壱番館　306号
破産者　長野　徳広
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４１７号
大阪府交野市星田５丁目29―８レスポワール星田405号、住民票上の住所大阪府交野市私部４丁目40番11号
破産者　眞田　　大
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４３８号
大阪府東大阪市吉田下島11番６号グロースハイツ吉田下島104
破産者　香川　太一
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４３９号
大阪府東大阪市吉田下島11番６号グロースハイツ吉田下島104
破産者　香川　晴奈
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７４号
大阪市福島区海老江８丁目７番29号
破産者　栗原　利之
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９６号
堺市堺区緑ヶ丘中町２丁２番18―107号
破産者　松林　　一
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０４号
堺市南区岩室77番地２　岩室ハイツ312号、前住所堺市東区中茶屋41番地18
破産者　理容ランナーこと　満所荘四郎
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０５号
堺市南区岩室77番地２　岩室ハイツ312号、前住所堺市東区中茶屋41番地18
破産者　満所　敏江
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６２５号
大阪府松原市天美東９丁目９番13号、前住所大阪府松原市天美北２丁目21番23号
破産者　田尾自動車こと　田尾　和夫
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６９９号
堺市堺区楠町４丁１番11号　ナヴィール楠204号
破産者　髙松　泰子
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
岡山県津山市勝部332番地１、開始決定後の住所岡山県津山市高野山西548番地２　ユーミーマンションかのこⅢ２Ｆ―203
破産者　藤本　隆治
1　決定年月日　平成29年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部